

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百三十一番六

地目 登記簿 雑種地

現 況 雑種地

地積 登記簿 百二十三平方メートル

実 測 百二十四・六一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十七・五三平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

1 長谷川 敦（持分二分の一）

埼玉県草加市柳島町五十三番地

2 野口 順子（持分二分の一）

東京都足立区舎人五丁目七番二十二号

六 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日